

(陳受19第15号)

落書きからまちを守る「落書きクリーン条例等」の制定に関する陳情

受理年月日

平成19年 8 月 27日

陳 情 者

吉祥寺東町 3 - 15 - 11
星 野 高 明

陳 情 の 要 旨

落書き・シール類によって商店街や道路筋の一部は住宅地まで汚されている現状を認識されていらっしゃるでしょうか。

吉祥寺の住民や来街者にとって不愉快だけでなく、「安全安心なまちづくり」から程遠いまちの現状がさらされています。だれも落書きでいっばいな汚いまちには住みたくないでしょうし、買い物もしたくないのではないのでしょうか。

1980年代にニューヨークの治安が悪化し、1人ではまちを歩けない状態にまで落ち込んだ原因の1つは、地下鉄の落書きを放置したためでした。治安の回復にまず、落書きの消去から始め、今ではかなり回復に成功したと聞いています。

もちろん、落書きをする犯人が悪いことはだれも異存のないところですが、犯人逮捕が困難である以上、落書き防止の最大の対策は落書きをされた被害者が「直ちに落書きを消す」ことに尽きると考えます。反対にあれこれと理屈をつけて落書きを放置すれば、犯人をつけ上がらせ、落書きマニアを育成しかねません。

つきましては、吉祥寺のまちの治安がニューヨークのように悪化する前に、「落書きクリーン条例等」の制定をされるよう、以下の通り陳情いたします。

記

- 1 罰金その他の犯人に対する厳罰の設定をすること。
- 2 落書き・シール類で汚染された物件の所有者、管理者に落書き・シール類の消去を市長の責任において要請すること。
- 3 消去のための洗剤、上塗り用はけ、ペイントの予算を措置すること。